

公述申出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

(公述申出書提出者)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () -

私は、年 月 日に開催される大阪市都市計画公聴会で意見を述べたいので、次のとおり申し出ます。

- 1 都市計画の名称
- 2 都市計画の原案に係る利害関係の内容 (大阪市以外に在住の方のみ記載してください。)
- 3 意見の要旨
別紙のとおり

【注意】

1. 法人の場合は、名称及び代表者名を記入してください。
2. 本市の区域外に住所を有する方で都市計画の原案との利害関係がない方は、公述人になることができません。
3. 「意見の要旨」は、別紙にワープロ又は楷書で800字以内で作成してください。(様式は問いません。)
4. 都市計画の原案に関係がない意見は、述べることができません。
5. 同趣旨の意見が多数あるときは、公述人となる方を抽選により選定することがあります。

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述人の決定について（通知）

大阪市都市計画公聴会の公述人にあなたを決定しましたので、次のとおりご出席をお願いします。

なお、当日はこの通知をご持参ください。

記

- 1 日時 年 月 日 ()
午前 (午後) 時 分から
(当日は、開始時刻の30分前から受付を開始いたします。)
- 2 会場 ●●●●●●●●●●
(大阪市●●区●●●●丁目●番●号)
- 3 都市計画の名称 ●●●●●●●●
- 4 公述時間 () 分以内
- 5 公述の順番 () 番目
- 6 注意事項

- (1)公述時間は上記のとおりです。さきにご提出いただきました公述申出書の「意見の要旨」の内容に基づき公述してください。当該都市計画の原案に関係のない意見は述べることはできません。
- (2)文書により公述したい場合は「文書公述申出書（第7号様式）」を、代理人に公述させたい場合は「代理人公述申出書（第8号様式）」を公聴会の開催日の2開庁日前までに提出してください。
- (3)公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、公述時間を超過したとき、又は不穏当な発言があったときには、議長から発言の禁止又は退場を命ぜられる場合があります。
- (4)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (5)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

大阪市計画調整局計画部都市計画課

電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の公述人の指名について（通知）

大阪市都市計画公聴会の公述人にあなたを指名しますので、次のとおりご出席をお願いいたします。

記

- 1 日時 年 月 日 ()
午前 (午後) 時 分から
- 2 会場 ●●●●●●●●●●●●●●
(大阪市●●区●●●丁目●番●号)
- 3 都市計画の名称 ●●●●●●●●●●●●●●
- 4 公述時間 () 分以内
- 5 公述の順番 () 番目
- 6 注意事項

- (1)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (2)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

文書公述申出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

(公述人)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () —

私は、大阪市都市計画公聴会要綱第8条第3項の規定により、文書による公述をした
いので、次のとおり申し出ます。

1 公聴会の開催日

年 月 日

2 都市計画の名称

3 意見

別紙のとおり

【注意】

1. 文書による公述の場合は、公聴会の当日に本市職員が代読します。ただし、当該文書に都市計画の原案に関係のない意見が記載されていると認めるときは、当該部分は読み上げません。
2. 意見は、別紙にワープロ又は楷書で、第2号様式により通知した公述時間に300を乗じた文字数以内で作成してください。(例：通知した公述時間が15分の場合、15分×300=4,500字以内)

代理人公述申出書

年 月 日

(あて先) 大阪市長

(公述人)

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号 () -

私は、大阪市都市計画公聴会要綱第8条第5項の規定により、代理人による公述をしたいので、次のとおり申し出ます。

1 公聴会の開催日

年 月 日

2 都市計画の名称

3 代理人

住所

氏名

電話

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の延期について（通知）

●●●●年●●月●●日（●）に開催を予定していました大阪市都市計画公聴会について、次の理由により開催を延期します。

記

大阪市都市計画公聴会を延期する理由

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の開催について（通知）

●●●●年●●月●●日（●）に開催を予定していましたが、延期する旨を通知したところですが、次のとおり開催しますので、ご出席をお願いします。

なお、当日はこの通知をご持参ください。

記

- 1 日時 年 月 日（ ）
午前（午後） 時 分から
（当日は、開始時刻の 30 分前から受付を開始いたします。）
- 2 会場 ●●●●●●●●●●
（大阪市●●区●●●丁目●番●号）
- 3 都市計画の名称 ●●●●●●●●●●
- 4 公述時間 （ ）分以内
- 5 公述の順番 （ ）番目
- 6 注意事項

- (1) さきにご提出いただきました公述申出書の「意見の要旨」の内容に基づき公述してください。
当該都市計画の原案に関係のない意見は述べるできません。
- (2) 文書により公述したい場合は「文書公述申出書（第 7 号様式）」を、代理人に公述させたい場合は「代理人公述申出書（第 8 号様式）」を公聴会の開催日の 2 開庁日前までに提出してください。
- (3) さきに「文書公述申出書（第 7 号様式）」をご提出いただいた公述人については、公聴会の当日に当該申出書に添付された文書を本市職員が代読します。
- (4) さきに「代理人公述申出書（第 8 号様式）」をご提出いただいた公述人については、当該代理人が公述してください。
- (5) 公述人の発言が公述申出書に準拠していないとき、公述時間を超過したとき、又は不穏当な発言があったときには、議長から発言の禁止又は退場を命ぜられる場合があります。
- (6) 公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
- (7) その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先
大阪市計画調整局計画部都市計画課
電話 06-6208-7891

大計第 号
年 月 日

●● ●●様

大阪市長 ●● ●●

大阪市都市計画公聴会の開催について（通知）

●●●●年●●月●●日（●）に開催を予定していましたが、延期する旨を通知したところですが、次のとおり開催しますので、ご出席をお願いします。

なお、当日はこの通知をご持参ください。

記

- 1 日時 年 月 日（ ）
午前（午後） 時 分から
（当日は、開始時刻の 30 分前から受付を開始いたします。）
- 2 会場 ●●●●●●●●●●●●●●
（大阪市●●区●●●●丁目●番●号）
- 3 都市計画の名称 ●●●●●●●●●●
- 4 公述時間 （ ）分以内
- 5 公述の順番 （ ）番目
- 6 注意事項

(1)公述を辞退される場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

(2)その他ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問い合わせ先

大阪市計画調整局計画部都市計画課

電話 06-6208-7891